

函館工業高等専門学校自動販売機設置及び管理運営業務委託に関する公募

平成27年8月17日

1. 企画競争に付する事項

(1) 業務名

函館工業高等専門学校自動販売機設置及び管理運営業務委託

(2) 業務の趣旨

函館工業高等専門学校自動販売機設置及び管理運営業務委託は、学生・教職員の福利厚生を充実させることを主たる目的とするものである。高等教育機関で自動販売機の運用を行うという趣旨を逸脱することなく運用すること。

(3) 業務の内容

自動販売機の設置、管理運営

(4) 業務の期間

平成27年10月1日から平成30年9月30日までの期間における自動販売機設置及び管理運営業務を委託する。

(更新なし)

2. 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 独立行政法人国立高等専門学校機構契約事務取扱規則（独立行政法人国立高等専門学校規則第41号）第4条及び第5条の規定に該当しない者であること。

(2) 国の競争参加資格（全省庁統一資格）において、平成27年度の北海道地域の「役務の提供等」又は「物品の販売」の「A」、「B」、「C」及び「D」等級に格付けされている者であること。

(3) 契約担当役から取引停止措置を受けている期間中でないこと。

(4) 自動販売機の設置、運営事業について3年以上の実績を有し現在も継続中であること。

3. 企画提案書の提出方法等

(1) 企画提案書の提出方法

別に定めた函館工業高等専門学校自動販売機設置及び管理運営業務委託公募要領（以下「公募要領」という。）に基づく企画提案書を提出期限までに、紙媒体5部と電子媒体（CD-R等）1部を送付（必着）又は持参すること。

(2) 企画提案書の提出期限等

提出期限：平成27年9月4日（金）17時00分必着

提出先：下記に示す場所

4. 選定方法等

別に定めた審査基準及び公募要領に基づき、函館工業高等専門学校自動販売機設置及び管理運営業務委託業者選定委員会において行う。

5. その他

本件に関するその他必要事項については、公募要領等によるものとする。

【提出先・本件担当・連絡先】

所在地：〒042-8501 北海道函館市戸倉町14番1号

担 当：函館工業高等専門学校総務課財務事務グループ

電 話：0138-59-6324

FAX：0138-59-6310

e-mail：keiri1@hakodate-ct.ac.jp

函館工業高等専門学校自動販売機設置及び管理運営業務委託公募要領

1. 業務名

函館工業高等専門学校自動販売機設置及び管理運営業務委託（以下、「自販機業務」という。）

2. 業務の趣旨

函館工業高等専門学校自販機業務は、学生・教職員の福利厚生を充実させることを主たる目的とするものである。高等教育機関で自動販売機の運用を行うという趣旨を逸脱することなく運用すること。

3. 業務の内容

飲料等の自動販売機の設置，管理運営業務。受託者は自らの名義で行い，委託者の名義は使用してはいけない。（自動販売機の種類，設置台数，設置場所は別紙1のとおり。）

4. 契約期間

平成27年10月1日から平成30年9月30日までの期間における自販機業務を委託する。

5. 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 独立行政法人国立高等専門学校機構契約事務取扱規則（独立行政法人国立高等専門学校規則第41号）第4条及び第5条の規定に該当しない者であること。

(2) 国の競争参加資格（全省庁統一資格）において，平成27年度の北海道地域の「役務の提供等」又は「物品の販売」の「A」，「B」，「C」及び「D」等級に格付けされている者であること。

(3) 契約担当役から取引停止措置を受けている期間中でないこと。

(4) 自動販売機の設置，運営事業について3年以上の実績を有し現在も継続中であること。

6. 企画提案書の提出方法等

(1) 企画提案書の提出場所，企画競争の内容を示す場所並びに問い合わせ先

所在地：〒042-8501 北海道函館市戸倉町14番1号

担当：函館工業高等専門学校総務課財務事務グループ

電話：0138-59-6324

FAX：0138-59-6310

e-mail：keiri1@hakodate-ct.ac.jp

(2) 企画提案書の提出方法

①提出方法は、紙媒体を5部と電子媒体1部（e-mailも可）を送付又は持参すること。

○送付

- ・書留郵便、宅配便等で送付すること。
- ・提案書類は紙媒体及び下記②で示す電子データ形式で提出すること。
- ・募集締切後、受領通知を事務連絡先に送付する。

○持参

- ・受付時間：平日8時35分～17時00分（12時15分～13時00分を除く）
- ・提案書類は紙媒体及び下記②で示す電子データ形式で提出すること。
- ・募集締切後、受領通知を事務連絡先に送付する。

○e-mail

- ・提案1課題につき送信1回で上記（1）のアドレス宛に送信する。
- ・送信メールの題名は、事業名によること。
- ・添付ファイルは、わかりやすいよう事業者名等を付けて、下記②で示す電子データ形式で提出すること。
- ・受信通知は、送信者に対してメールにて返信する。

②電子データについて

- ・電子データを送付又は持参する場合は、CD-R等にて提出すること。電子データのファイル形式はpdfファイルとすること。

③その他

- ・企画提案書を提出する際には、組織の代表者名で、本件に対する応募の意思を明確に示す書面を提出すること。
- ・企画提案書に関する事務連絡先（照会先）を明記すること。
- ・企画提案書は、本要領、企画条件及び審査基準を熟覧のうえ提案しなければならない。
- ・企画提案書作成要領に基づき作成すること。

(3) 提案内容

企画提案書には、次の内容を各項目に分けて明瞭に記載すること。

契約案件ごと（別紙1 自動販売機設置場所等参照）に審査を行います。各契約案件について企画提案書を作成してください。

A. 必要条件

- ①事業実施に必要な人員・組織体制が整っていること。
- ②業務管理を適切に遂行できる体制を有していること。
- ③事業実務に精通しているとともに、事業を適切に遂行するための技術力ノウハウを有していること。
- ④事業を効果的に遂行するために必要な実績等を有していること。
- ⑤財務状況の評価により経営基盤が確立していること。
- ⑥事業に必要な設備・施設を保有していること。
- ⑦別紙2「自動販売機設置及び管理運営業務委託企画条件」の内容を行えること。

B. 評価項目

①販売管理体制

販売商品の賞味・消費期限管理，食品衛生管理体制，クレームに対する対応などについて説明すること。

②販売商品の補充体制並びに代金の回収及び釣り銭の補充体制

速やかな補充体制が整っているか説明すること。

③設置する自動販売機の省エネ，環境対応レベル

省エネ（節電），環境対応（スクール環境に馴染むデザイン等含む）レベルの詳細を記入すること。なお，設置する自動販売機は，新品，中古を問わない。

④商品の種類等

どのようなメーカーのどのような種類の商品が扱えるか一覧表等資料で示すこと。また，季節による商品の種類，一度に販売設定できる種類の数も示すこと。

⑤売上手数料

毎月の売上の5%以上を手数料として計上すること。

(4) 提出書類

①企画提案書	5部
②会社パンフレット・概要（経歴，事業内容及び規模等が分かるもの）	5部
③直近3年の各会計年度における決算関係書類（決算報告書の写）	5部
④その他提案に際し，必要と思われる資料，パンフレット等	5部
⑤自動販売機の設置，運営事業についての実績一覧	1部
⑥資格審査結果通知書（写）	1部
⑦公募要領5の（1）及び（3）に該当しない者であることを誓約した書類	1部
⑧販売する商品により許可が必要な場合，過去の販売及び営業許可証の写し	1部
⑨参考見積書（本事業を受託する場合の3年間の総売上予定高，売上手数料の割合及びそれらに乗じて得られる3年間の予定売上手数料の金額がわかる見積書。）	1部

(5) 企画提案書の無効

企画提案書で次の各号の一に該当するものは，これを無効とする。

- ①公告及び本要項に示した参加資格のない者の提出したもの。
- ②件名のないもの。
- ③下記（6）の提出期限までに企画提案書が本校に到着しなかったもの。
- ④虚偽の内容が記載されている提案書（契約締結後であっても虚偽が判明した場合は，契約を解除する。）。
- ⑤その他提案に関する条件に違反したもの

(6) 企画提案書の提出期限等

提出期限：平成27年9月4日（金）17時00分必着

提出先：上記（1）に示す場所。

(7) その他

- ①企画提案書等の作成費用については、選定結果に拘わらず企画提案者の負担とする。また、提出された企画提案書等については返却しない。
- ②書類提出後の追加及び修正は認めない。ただし本校が必要と認めた場合は、書類の追加提出及びヒアリング等を求める場合があるので、応じること。
- ③企画提案書等提出書類は本公募のみ使用するものであり、他の目的に使用することはない。

7. 選定方法等

(1) 選定方法

別紙1に記載している自動販売機の契約案件ごと（別紙1自動販売機設置場所等参照）について一括して受託するものとする。

選定委員会において、提出された企画提案書等内容を審査基準に基づき書類選考を実施する。

(2) 審査基準

別紙3に定めた審査基準のとおり

(3) 選定結果の通知

選定終了後、全ての提案者に選定結果を通知する。また、選考結果に対しての異議申し立ては受け付けない。

8. 契約締結

選考委員会にて選定したものを契約予定者として決定し、契約予定者と企画提案書を基に契約条件を調整するものとする。なお、契約条件等が合致しない場合には契約締結を行わず、次順位者を契約予定者とする場合がある。

9. 契約に係る情報の公表

契約者が国立高等専門学校機構と一定の関係を有する者（機構の役員経験者が再就職していること、又は課長相当職以上の経験者が役職等として再就職していること）である場合には、機構から契約者への再就職状況等について公表を行うこととしているので、当該情報の提供に協力すること。詳細については、以下を確認のこと。

<http://www.kosen-k.go.jp/procurement/230701keiyakukouhyou.pdf>

10. スケジュール

- ①公募開始:平成27年 8月17日(月)
- ②公募締切:平成27年 9月 4日(金) 17:00
- ③審査:平成27年 9月 4日(金)～平成27年 9月 9日(水)

④契約締結:平成27年 9月10日(予定)

⑤契約期間:平成27年10月 1日から平成30年9月30日まで(更新なし)

11. その他

- (1) 事業実施にあたっては、契約書及び企画提案書等を遵守すること。
- (2) 酒類、タバコ及び同種類似品について販売しないこと。
- (3) 取扱商品の価格はメーカー希望小売価格より10円割り引いた価格とすること。価格帯ごとの価格は全ての自動販売機で同一とすること。
- (4) 今回設置する自動販売機は、設置業者において直接管理することとし、苦情、釣り銭切れ等迅速かつ適正に対応すること。
- (5) 販売する商品については、需要に応じた対応を行い、内容の変更は本校と協議の上行うこと。
- (6) 設置した自動販売機により、本校又は第三者に損害が生じた場合は、責任の所在が明らかでない場合を除き、その損害を賠償すること。
- (7) 食品衛生法等の関係法令を遵守すること。
- (8) 設置に関する届け出等は、設置業者の責任により実施すること。
- (9) 上記記載の内容により難い特別な事情が生じた場合は、委託者及び受託者間において協議のうえ定めるものとする。

自動販売機設置場所等

契約 案件	番 号	種 類	設 置 場 所		既 存 の 機 器 の 大 き さ	昨 年 度 売 上 数
A	①	ペット ボトル・ 缶飲料	福利施設 【売店前】	屋内	1.260m× 0.900m	3,459 本
	②			屋内	1.040m× 0.900m	1,909 本
	③		福利施設 【保健室横】	屋内	1.520m× 0.900m	4,696 本
	④		情報工学科棟 【学生玄関脇】	屋内	1.040m× 0.740m	20,120 本
	⑤		専攻科棟 【エントランスホール】	屋内	1.180m× 0.730m	5,872 本
	⑥		学生寮 【玄関前】	屋外	1.160m× 0.910m	4,366 本
	⑦			屋外	0.614m× 0.810m	561 本
	⑧			屋外	1.166m× 0.900m	5,925 本
B	⑨	紙コップ式 飲料	福利施設 【売店前】	屋内	0.990m× 0.900m	1,414 個
	⑩	紙パック式 飲料	情報工学科棟 【学生玄関脇】	屋内	0.790m× 0.740m	5,863 本
C	⑪	カップ麺	福利施設 【売店前】	屋内	1.100m× 0.900m	1,263 個
D	⑫	アイス	学生寮管理棟 【男子寮側談話室】	屋内	1.000m× 0.797m	3,522 本
	⑬		学生寮管理棟 【女子寮側下足場】	屋内	0.880m× 0.797m	903 本

1. 本校の在籍者数は、教職員・学生を含め約 1,100 名、学生寮在寮生は約 200 名です。
2. 昨年度売上数は、現在の設置業者から得た平成 26 年度の売り上げ本数の実績を参考値として記載したものであり、今後の売り上げを保証するものではありません。また、実際の販売本数と大きな乖離があった場合においても、それを根拠に契約内容の変更や契約解除は認めません。
3. 契約案件 A における福利施設及び学生寮については、同じ場所に複数台を設置するため、他メーカーを含め種類の重複を避けた提案を検討してください。

函館工業高等専門学校自動販売機設置及び管理運営業務委託企画条件

1 業務の目的

独立行政法人国立高等専門学校機構函館工業高等専門学校自動販売機設置及び管理運営業務委託は、学生・教職員の福利厚生を充実させることを主たる目的とするものである。

2 業務の内容

独立行政法人国立高等専門学校機構函館工業高等専門学校における飲料等の自動販売機の設置・管理運営業務（自動販売機の種類・設置台数・設置場所等は別紙 1 のとおり）

3 契約期間

平成 27 年 10 月 1 日から平成 30 年 9 月 30 日までの期間における自動販売機設置及び管理運営業務を委託する。

4 禁止事項

- ① たばこ、酒類及び類似品の販売は禁止する。
- ② 受託者は、一切の商取引を、自らの名義において行うものとし、委託者の名義を使用してはならない。

5 自動販売機の設置及び維持管理運営

自動販売機の設置運営者は、自動販売機の設置及び維持管理運営を自らの責任で行うこと。

- ① 設置する自動販売機は、省エネ・環境対応のものとする。
- ② 防犯対策のため、偽造通貨（紙幣）の使用による犯罪の防止策が行われている自動販売機を設置すること。また、「自動販売機堅牢化基準」（日本自動販売機工業会）を遵守し、犯罪防止に努めること。
- ③ 自動販売機設置にあたって、転倒防止策のため、「自動販売機の据付基準」（JIS 規格）及び「自動販売機の屋内据付基準」（日本自動販売機工業会）を遵守した措置を講じること。ただし、建築物躯体に影響を及ぼす可能性のあるアンカー等による固定は、原則として認めない。
- ④ 常に販売商品の賞味・消費期限に注意するとともに、在庫、補充管理を適切に行うこと。衛生管理及び感染対策については、関係法令等を遵守・徹底するとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は停滞なく手続等を行うこと。
- ⑤ 販売品の安全確保のため、「食品添加物等の規格基準」（食品衛生法）、「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領」（業界自主基準）等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすこと。

- ⑥ 自動販売機のメンテナンス、点検を定期的を実施し、故障等が生じないように配慮すること。
- ⑦ 販売商品が品切れとなった際は、速やかに補充すること。なお、商品の搬入にかかる時間又は経路については、学生・教職員等の迷惑にならないよう留意すること。また、搬入に際して、作業に従事する者は名札を着用すること。
- ⑧ 代金の回収及び釣銭の補充は、自動販売機の設置運営業者が実施すること。また、釣銭について苦情、要望がある場合は、速やかに自動販売機の設置運営業者が対応すること。
- ⑨ 自動販売機に併設した場所に、販売する容器の種類（缶・ペットボトルなど）に応じた使用済み容器の回収ボックスを設置すること
- ⑩ 自動販売機及び回収ボックスの周辺は、清掃して常に清潔に保つこと。
- ⑪ 自動販売機の故障等のクレームに対する対応は、速やかに処理することとし、クレームへの連絡先を自動販売機に明示すること。
- ⑫ 販売商品は、自動販売機の設置運営業者の提案によるメーカーの物とするが、季節商品や新製品も品揃えに反映させること。
- ⑬ 販売価格は、希望小売販売価格の10円引きとすること。
- ⑭ 販売する商品により関係法令による許可が必要なものは、許可を取ること。
- ⑮ 自動販売機の設置場所の移動又は撤去について、本校からの要望がある場合には、本校担当者と協議の上、誠意をもって対応すること。
- ⑯ 販売商品（衛生管理に起因するものを含む）、自動販売機に起因する事故による本校又は第三者への賠償は、自動販売機の設置運営業者の責任において全て行うこと。
- ⑰ 本校において改修工事を行う時、工事期間中は自動販売機を撤去すること。撤去、設置にかかる費用は自動販売機の設置運営業者が負担すること。

6 売上手数料

自動販売機の設置運営業者は、四半期ごとに売上高に契約書に定めた売上手数料を本校に納付すること。

- ① 自動販売機の設置運営業者は、毎月の売上高及び売上数量を、月末締めにて翌月の10日までに本校に報告すること。
- ② 売上手数料は、本校が指定する口座に指定された期限までに振り込むこと。なお、振込手数料は自動販売機の設置運営業者の負担とする。また、1円未満の端数は切り捨てるものとする。

7 学校財産貸付料

自動販売機設置に伴う土地建物賃貸借料は免除する。

8 必要経費

自動販売機の設置及び維持管理運営に要する費用は自動販売機の設置運営業者が負担する。

- ① 自動販売機の設置及び撤去に要する工事費，移動費等は自動販売機の設置運営業者が負担すること。
- ② 自動販売機の設置運営業者は，自動販売機設置に伴う光熱水料を本校が指定する口座に指定された期限までに振り込むこと。なお，振込手数料は自動販売機の設置運営業者の負担とする。
- ③ 検針のための子メーター，子メーターの取付費，現状回復に係る費用等は自動販売機の設置運営業者が負担すること。
- ④ その他自動販売機の設置及び維持管理運営に要する費用は，自動販売機の設置運営業者が負担する。

9 原状回復

自動販売機の設置運営業者は，契約期間が満了したとき又は契約書に基づき契約が解除されたときには，速やかに原状回復すること。

10 その他

- ① 審査の結果，自動販売機の設置運営業者に選定された業者は，本校及び既存の自動販売機設置業者と協議のうえ，平成27年10月13日（予定）までに自動販売機の設置を完了し，適宜自動販売機での販売を開始するものとする。
- ② この企画条件に定めのない事項又は，疑義が生じたときは，別途協議する。

審査基準

1. 採択案件の決定方法

契約案件ごとに個別に審査を行い、決定する。

提案された企画について書類審査を行い、下記の3. 評価方法により最も評価点の高いものを契約予定者とする。

2. 審査方法

(1) 審査員の構成

審査においては、函館工業高等専門学校自動販売機設置及び管理運営業務委託業者選定委員会（以下、「選定委員会」とする。）委員が審査を行う。

(2) 書類審査による審査

企画提案書に基づき、選定委員会において、書類審査を実施する。また、必要に応じて、審査期間中に提案の詳細に関する追加資料及びヒアリングを求めることがある。

3. 評価方法

企画提案書を総合的に判断し書類審査によって決定する。

(1) 4. の必要条件を満たさない者は不合格とする。

(2) 4. の必要条件を満たした者について、契約物件毎に5. の評価項目について評価し、点数化する。各審査委員の評価点の合計を平均したものを得点とする。

4. 必要条件

以下については、必要な条件とし、満たすことが出来ない者は不合格とする。

(1) 事業実施に必要な人員・組織体制が整っていること。

(2) 業務管理を適切に遂行できる体制を有していること。

(3) 事業実務に精通しているとともに、事業を適切に遂行するための技術力ノウハウを有していること。

(4) 事業を効果的に遂行するために必要な実績等を有していること。

(5) 財務状況の評価により経営基盤が確立していること。

(6) 事業に必要な設備・施設を保有していること。

(7) 別紙2「自動販売機設置及び管理運営業務委託企画条件」の内容を行えること。

5. 評価項目

評価項目	配点
(1) 販売管理体制（商品の品質保証，自動販売機の保全等のチェック体制，クレームに対する対応等）	10点
(2) 販売商品の補充体制並びに代金の回収及び釣銭の補充体制	10点
(3) 設置する自動販売機の省エネ，環境対応レベル	20点
(4) 商品の種類等	10点
(5) 売上手数料	5%を超える手数料について1%につき2点

函館工業高等専門学校自動販売機設置及び管理運営業務委託事業
企画提案書作成要領

1. 書 式 A 4 縦判, 横書きとする。
使用する文字の大きさは, 11 ポイント以上とする。
(ただし, フロー及び図に使用する際は, この限りではない。)
2. 総 ペ ー ジ 数 制限なし
右下下段に企画提案書の通しのページ数を付すこと。(表紙はページ数に含まないものとする。)フロー及び図についても, これに準じてページ数を付すこと。
3. 提 出 部 数 正 1 部, 副 4 部
4. 企画提案書表紙 必ず所定の表紙(別紙様式 1)を使用すること。
5. 設置場所一覧表 別紙様式 2 により, 設置スペース面積(容器回収用ボックスを含む。)を記載すること。() 内数で容器回収用ボックス面積を記載すること。
6. 提 案 内 容 必須条件と評価項目について, 別紙様式 3 ~ 別紙様式 5 により明瞭に記載すること。
7. 企画提案書は, 日本語及び日本国通貨で記載し, 作成等にかかる費用については, 選定結果にかかわらず提案者の負担とする。また, 提出された提案書等については返却しない。
8. 企画提案書に虚偽の記載があった場合は, 無効とする。また, 契約後に虚偽が判明した場合は契約を解除する。
9. 公募要領を熟覧の上記入すること。

(別紙様式1)

整理番号	
------	--

※整理番号は担当部局で記入する。

函館工業高等専門学校自動販売機設置及び管理運営業務委託事業

企 画 提 案 書

平成 年 月 日

所 在 地

商号又は名称

代表者氏名

㊦

担当者氏名

電話番号

F A X 番号

e - m a i l

(別紙様式2)

設置希望一覧表

契約案件	番号	種類	設置場所	機器の大きさ	希望案件 ※
A	①	ペット ボトル・ 缶飲料	福利施設 【売店前】	屋内	
	②			屋内	
	③		福利施設 【保健室横】	屋内	
	④		情報工学科棟 【学生玄関脇】	屋内	
	⑤		専攻科棟 【エントランスホール】	屋内	
	⑥		学生寮 【玄関前】	屋外	
	⑦			屋外	
	⑧			屋外	
B	⑨	紙コップ 式飲料	福利施設 【売店前】	屋内	
	⑩	紙パック 式飲料	情報工学科棟 【学生玄関脇】	屋内	
C	⑪	カップ麺	福利施設 【売店前】	屋内	
D	⑫	アイス	学生寮管理棟 【男子寮側談話室】	屋内	
	⑬		学生寮管理棟 【女子寮側下足場】	屋内	

※ 設置を希望する契約案件に「○」をつけてください。

(別紙様式3)

【必要条件】

※必要条件①～⑦について説明すること。(複数ページ可)

- ① 事業実施に必要な人員・組織体制が整っていること。

- ② 業務管理を適切に遂行できる体制を有していること。

- ③ 事業実務に精通しているとともに、事業を適切に遂行するための技術力ノウハウを有していること。

- ④ 事業を効果的に遂行するために必要な実績等を有していること。

- ⑤ 財務状況の評価により経営基盤が確立していること。

- ⑥ 事業に必要な設備・施設を保有していること。

- ⑦ 別紙2「自動販売機設置及び管理運營業務委託企画条件」の内容を行えること。
(例) 別紙2「自動販売機設置及び管理運營業務委託企画条件」の内容を行うことはできません。詳細は評価項目資料〇〇ページに記載

別紙様式 4

【評価項目】

※ 設置希望物件に共通する項目、①～⑥について説明すること。(複数ページ可)

① 販売管理体制（商品の品質保証，自動販売機の保全等のチェック体制，クレームに対する対応方法等）

② 販売商品の補充体制並びに代金の回収及び釣銭の補充体制

③ 設置する自動販売機の省エネ，環境対応レベル

④ 商品の種類等

⑤ 売上手数料

※ 設置物件ごとに条件が違う場合は，その項目番号と違いについて説明すること。

業務委託契約書（案）

件名 函館工業高等専門学校自動販売機設置及び管理運営業務委託

委託者独立行政法人国立高等専門学校機構函館工業高等専門学校契約担当役事務部長
竹見 吉弘 と受託者 との間において、
上記の業務（以下「業務」という。）について次の条項によって業務委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（目的）

第1条 本契約は、本校学生及び教職員に対する福利厚生の実施のために自動販売機を設置し、飲料等を提供することを目的とする。

（設置）

第2条 受託者は、企画提案書の内容を遵守し、委託者の指定する場所（別紙1）に自動販売機を設置し、飲料等の販売を行うものとする。

2 設置する自動販売機の設置費用、機器の保守管理、維持及び修理に要する費用は、受託者が負担するものとする。

（設置期間）

第3条 本契約に基づく自動販売機の設置期間は、平成27年10月1日から平成30年9月30日までとする。

（学校財産使用料）

第4条 委託者は、受託者に自動販売機設置のため、無償で使用させるものとする。

（土地使用上の制限）

第5条 受託者は、自動販売機設置のための使用する土地及び建物を他の用途に供してはならない。

2 受託者は、自動販売機設置のために使用する土地及び建物を他の者に転貸し、または担保に供してはならない。

（光熱水料）

第6条 受託者が設置する自動販売機の稼働に要する光熱水料は、委託者の請求に基づき受託者が負担する。

2 受託者は、委託者の光熱水料算定のため、使用量検針用子メーターを受託者の負担に

において設置するものとする。

(販売手数料)

第7条 受託者は、四半期ごと、売上高に別紙1の売上手数料(%)を乗じた販売手数料を本学に納付するものとする。なお、1円未満の端数は切り捨てるものとする。

2 受託者は、毎月の売上高及び売上数量を、月末締めにて翌月の10日までに委託者に報告するものとする。

3 販売手数料は、委託者が指定する口座に指定された期限までに振り込むこと。なお、振込手数料は受託者の負担とする。

(備品等)

第8条 自動販売機設置場所に設置する空き缶等の分別回収容器は、受託者の負担により設置するものとする。

2. 分別回収容器の修理・更新等を必要とする場合は、受託者の負担により速やかに実施するものとする。

(自動販売機の移動・撤去)

第9条 受託者は、自動販売機の設置場所の移動、または撤去について、委託者から要望がある場合は、速やかに対応するものとし、移動、または撤去に要する費用は受託者が負担するものとする。

(談合条項)

第10条 受託者は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、3年間の予定売上手数料の10分の1に相当する額を違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならない。

一 受託者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条又は第19条の規定に違反し、又は受託者が構成員である事業者団体が同法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受託者又は受託者が構成員である事業者団体に対して、同法第49条第1項に規定する排除措置命令又は同法第50条第1項に規定する納付命令を行い、当該命令又は同法第66条第4項の審決が確定したとき。ただし、受託者が同法第19条の規定に違反した場合であって、当該違反行為が同法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売の場合など発注者に金銭的損害が生じない行為として、受託者がこれを証明し、その証明を発注者が認めたときは、この限りでない。

二 公正取引委員会が、受託者に対して独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の

規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

- 三 受託者（受託者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。
- 3 受託者は、この契約に関して、第1項の各号の一に該当することとなった場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を発注者に提出しなければならない。

（契約の解除）

- 第10条 委託者は、受託者が本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。
- 2 受託者は、正当な理由なく本契約を解除するときは、3年間の予定売上手数料の10分の1に相当する額を違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならない。

（原状回復）

- 第11条 受託者は、本契約が終了したときは、受託者の経費負担により直ちに自動販売機を撤去し、委託者の指定する期日までに原状回復するものとする。

（損害賠償）

- 第12条 受託者は、自動販売機に起因する事故等による委託者または第三者への賠償について、受託者の責任において行うものとする。
- 2 受託者は、この契約の定める義務を履行しないために委託者に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として委託者に支払わなければならない。
 - 3 受託者は、委託者が業務上計画的に実施する停電に起因して被る損害賠償の請求は行わない。

（善良なる管理者の注意義務）

- 第13条 委託者は、本校学生、教職員及び来学者が安心して商品を購入することができるよう自動販売機の設置、管理及び商品の販売に関し、善良なる管理者の注意を以てこれを行わなければならない。

（協議事項）

- 第14条 その他、本契約に定めのない事項及び契約事項の解釈に疑義が生じたときは、委託者、受託者とが協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、委託者及び受託者は次に記名し印を押すものとする。
この契約書は2通作成し、双方で各1通を所持するものとする。

平成27年 月 日

委託者 北海道函館市戸倉町14番1号
独立行政法人国立高等専門学校機構
函館工業高等専門学校
契約担当役事務部長 竹見吉弘

受託者

別紙1

自動販売機設置場所及び売上手数料内訳

契約案件	番号	種類	設置場所		売上手数料 (%)
A	①	ペットボトル・缶飲料	福利施設 【売店前】	屋内	
	②			屋内	
	③		福利施設 【保健室横】	屋内	
	④		情報工学科棟 【学生玄関脇】	屋内	
	⑤		専攻科棟 【エントランスホール】	屋内	
	⑥		学生寮 【玄関前】	屋外	
	⑦			屋外	
	⑧			屋外	
B	⑨	紙コップ式飲料	福利施設 【売店前】	屋内	
	⑩	紙パック式飲料	情報工学科棟 【学生玄関脇】	屋内	
C	⑪	カップ麺	福利施設 【売店前】	屋内	
D	⑫	アイス	学生寮管理棟 【男子寮側談話室】	屋内	
	⑬		学生寮管理棟 【女子寮側下足場】	屋内	

※ 契約案件ごとに選定業者が異なる場合は、業者ごとに契約案件をまとめた契約書を締結する。

公募要領 5. (1) 及び (3) に該当しない者であることを誓約した書類 (参考例)

平成 年 月 日

誓 約 書

函館工業高等専門学校

契約担当役事務部長 竹見 吉弘 殿

住所

申請者 商号又は名称

代表者

印

申請者は、平成 27 年 月 日付けで公募のあった「函館工業高等専門学校自動販売機設置及び管理運営業務委託 1 式」の公募に参加するものに必要な下記の資格を有していることを誓約します。

1. 独立行政法人国立高等専門学校機構契約事務取扱規則第 4 条の規定に該当しない者であること。
2. 独立行政法人国立高等専門学校機構契約事務取扱規則第 5 条に規定される次の各号のいずれかに該当し、かつ、該当すると認められた後 3 年を経過していない者（その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。）でないこと。
 - (1) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - (2) 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために連合したとき。
 - (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
 - (6) この項（この号を除く。）の規定により、一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
3. 契約担当役から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。